

○ダイオキシン処分に関する経過など（H27.7月～）

資料4

年度	日付	主な内容	資料番号	補足・課題・疑問点等
平成27年	7月7日	組合議会臨時議会(延会)外部委託補正予算約6.4億円		美化センター焼却施設内汚染物処理審議会(以下、審議会)の答申(H27.3.26)に基づき、無害化の処理方法(ジオスチーム法)が確定したことを受け、必要経費が予算化されるが延会。なお、処理予定地については、豊能町有地(戸知山)を想定。
	8月6日	組合臨時議会再開 外部委託補正予算(約1億円)可決		「外部での汚染物処理が可能になった」との理由で、7月7日付補正予算が撤回され、新たに外部処理に必要な経費が計上される。同日可決。
		<b>三池製錬㈱と処理契約締結</b> ※契約金額2,500円/kg(税別) ※特別管理一般廃棄物として処理	<b>資料①</b> (A)決裁・(B)契約書・(C)支払いに関する覚書・(D)覚書	審議会の答申に基づき処理方法が確定後、左記契約(三池製錬㈱での汚染物処理)に至るまでの経過及び箇所決定、見積り徴取にかかる手続き(決裁)が存在。また、処理単価2,500円の妥当性(根拠)を示す資料も存在。 左記契約決裁の業者選定理由に「交渉が整い処理が出来ることが確実」と記載されているが、処理が確実であるのに何故、処理が行えなかったのか理由が不明確。 左記契約に関し、別途「覚書」を締結しているが、覚書にあえて第三者(日本鉱産㈱)を追加する目的が不明確。
		<b>大牟田市に廃掃法第6条の2第3項に基づく施行令第4条の3の通知</b>	<b>資料②</b> (A)決裁	一般廃棄物の処理を発生市町村以外で行う場合、廃掃法に基づき事前に通知が必要となる。この通知を大牟田市に行うにあたり、事前に組合から三池製錬㈱に汚染物を試料提供し「分析結果及び処理の可否について」、H27.7.22に報告を受けているが、試料提供等の決裁が存在。
		<b>㈱森商事と収集運搬業務契約締結</b> ※契約金額1,260,000円(税別)	<b>資料③</b> (A)決裁・(B)契約書・(C)検査調書	汚染物(198本)を豊能町内から大牟田市(三池製錬㈱)へ運搬する内容。
8月9日	ドラム缶198本 搬出(大牟田市・三池製錬㈱へ)			
平成28年	2月1日	<b>無害化実験資料の提供(㈱環境テクノロジー)について</b>	<b>資料④</b> (A)決裁	無害化実験のためドラム缶35本(約5t)を試料提供することとあるが、計画場所(茨城県稲敷市)以外、運搬時期・方法・費用負担などが不明確。
	2月3日	<b>焼却施設内汚染物等の廃棄物の区分の見直し(一廃→産廃)</b>	<b>資料⑤</b> (A)決裁	一廃から産廃に区分を変更されているが、関係者からの聞き取りや内容物の確認が中心で新たに判明した事実はない。また、全てのドラム缶を確認することもなく、内容物の確認を行った際の写真なども存在であり、判断自体が不適切。なお、本件の重要性を考慮すると事前に大阪府との協議などが行われるべき。
	2月9日	<b>関西環境建設㈱と処理契約締結</b> ※契約金額3,000円/kg(税別) ※特別管理産業廃棄物として処理	<b>資料⑥</b> (A)決裁・(B)契約書・(C)覚書・(D)検査調書等	三池製錬㈱との契約解除の手続き並びに左記契約に至るまでの経過及び箇所決定、見積り徴取にかかる手続き(決裁)が存在。また、処理単価3,000円の妥当性(根拠)を示す資料が存在。なお、見積書に日付が未記入であることに加え、押印されている印影が関西環境建設㈱のものとなっている。

年度	日付	主な内容	資料番号	補足・課題・疑問点等
平成28年	2月9日	<b>関西環境建設㈱と処理契約締結</b> ※契約金額3,000円/kg(税別) ※産業廃棄物(特別管理含む)として処理	<b>資料⑥</b> (A)決裁・(B)契約書・(C)覚書・(D)検査調書等)	<p>左記契約書によると処理数量は、燃え殻6t、ばいじん16t、汚泥(特管)4t、汚泥1t、計27tであるが、資料⑧の三池製錬㈱からの返却量は35.69tである。無害化実験分の5tを差し引いても、約2～3tの数量が合わないが、要因が不明確。</p> <p>左記契約に関し、別途「覚書」を締結しているが、覚書にあえて第三者(㈱環境テクノロジー、㈱新生興業)を追加する目的が不明確。なお、追加した二者は特定管理産業廃棄物処分業許可を有しておらず、廃掃法違反の可能性あり。</p> <p>左記契約に係る検査調書の備考欄に、「なお、交渉の結果95,420,000円(消費税を含む)」と記載されているが、交渉経過が不明確。また、実際に支払われている金額は96,500,000円であるが、差額1,080,000円の根拠が不明確。            ※契約書の数量であれば、<math>3,000円 \times 27,000kg \times 1.08 = 87,480千円</math>となる。</p> <p>左記契約に係る検査調書に記載されている完了年月日はH28.2.16となっているが、最終処分施設(㈱環境保全センター)に搬入された日はH28.2.23であり、検査調書自体が不適切。</p> <p>左記契約書に貼付されている収入印紙は4,000円であるが、契約予定金額を87,480千円と考えるなら60,000円が必要。(三池製錬㈱との処理契約時には60,000円の印紙が貼られている)</p>
	2月11日	<b>牧野運送㈱と車両賃貸借契約を締結</b>	<b>資料⑦</b> (A)決裁・(B)契約書・(C)覚書)	<p>左記契約は、車両の賃貸借契約であるため、本来ならば組合職員の同乗が必要となるが、実際は同乗していないことから不適切。また、契約相手方の牧野運送㈱は、産業廃棄物収集運搬業許可を保有しておらず、廃掃法違反の可能性あり。            ※契約金額が記載されておらず「別途見積書を参照」と記載されている。</p> <p>左記契約に関し、別途「覚書」を締結しているが、覚書にあえて第三者(㈱環境テクノロジー)を追加する目的が不明確。さらに覚書を締結した日の記載自体もなく不適切。</p>

年度	日付	主な内容	資料番号	補足・課題・疑問点等	
平成28年	2月15日	<b>三池製錬(株)からドラム缶198本の搬出</b>	<b>資料⑧</b> (A)出荷伝票等・ (B)持込作業日誌)	三池製錬(株)からの出荷案内書で返却本数はドラム缶198本(35.69t)であるが、神戸市提供資料の持込作業日誌では、ドラム缶163本(29.64t)にしかない。ドラム缶35本(6.05t)についての処理が不明確。	
				実際に運搬を行っている3者(YMトラスト、鈴木運送、ダイワ運輸)との関係性が不明確。車両の賃借人は施設組合であるため、施設組合と3者の運搬業務契約が必要。また、運搬を行った3者は産業廃棄物収集運搬業許可を保有しておらず、廃掃法違反の可能性あり。	
	2月16日	ドラム缶198本 搬入			
	2月22日	処理費9,650万円支払い			
	2月23日	ドラム缶163本 搬出・処分(関西環境建設へ)			
	2月26日	組合議会			
	2月29日	豊能町副町長退職			
	4月～5月	ドラム缶(35本)を茨城県稲敷市にて燃焼実験処理			
	4月25日	<b>大牟田市への通知(H27.8.6決裁)に対する報告</b>	<b>資料⑨</b> (A)決裁)	当初、大牟田市での処理を想定していたが、処理できず外部に搬出する旨記載。	
	7月6日	神戸市に状況説明(一廃→産廃経過)			
	7月7日	神戸市記者会見(テレビ報道)			
	7月8日	監査結果報告 臨時議会緊急決議			
	7月14日	豊能町議会(町長に辞職勧告) 神戸市環境局長に通知(直ちに撤去開始する旨)			
	7月15日	神戸市に謝罪・合意 神戸市から組合に質問状(回答期限7月21日午前)			
	7月31日	<b>能勢町で新聞折込、両町議員にも報告。汚染物の処理経過と8月10日までに神戸市から撤去する旨記載。</b>	<b>資料⑩</b> (A)報告書)	神戸市から埋立処分した廃棄物を直ちに撤去するよう求められた経過などを踏まえ、8月10日までに撤去作業を完了し、豊能郡内に仮置きする旨記載。	
	8月1日	廃棄物の撤去作業開始(神戸市西区)			
	8月3日	川西市より要望書提出			
	8月5日	廃棄物の搬入見送り 川西市大和地区住民説明会			
	8月6日	豊能町住民説明会(搬入先を再検討)			

年度	日付	主な内容	資料番号	補足・課題・疑問点等
平成28年	8月8日	豊能町木代地区住民説明会(町有地を仮保管場所候補)		
	8月10日	神戸市と協議・合意(撤去期限8月31日。ただし再延長なし)		
		※豊能町長出馬断念を表明 光風台住民説明会		
	8月12日	組合臨時議会 撤去費補正予算(専決3,600万円)不承認。		
	8月13日	廃棄物48袋を積替え(75万円/日→15万円/日)		
	8月16日	副管理者・事務局長が稲敷市を訪問し、経過説明。		
	8月25日	余野自治会説明会(仮置き了承。保管期限は10月末)		
		<b>組合・府連名で汚染物の安全性について報告。</b>	<b>資料⑪</b> <b>(A報告書)</b>	コンクリート固化された汚染物のダイオキシン類の含有量は、2.4～18ナノグラムであり、最終処分が可能な状態であることを記載。
	8月31日	汚染物の一時保管場所への搬入が完了。(8月29日搬入開始)		
	10月1日	<b>両町広報に経過報告及び最終処分の方策を検討する旨掲載。</b>	<b>資料⑫</b> <b>(A報告書)</b>	豊能町の旧保育所建屋等については、仮置き期間が本年10月末とされていることから、長期仮置きできる場所の確保に取り組むとともに、最終処分の方策について検討する旨記載。
10月18日	<b>「豊能町廃棄物の埋立処分等に関する調査委員会」設置条例可決。</b>	<b>資料⑬</b> <b>(A条例)</b>		
10月27日	汚染物の仮置き延長決定(H30年10月末まで)			